

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庁議)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 庁議は、知事、副知事、企画理事及び会計管理者並びに次条に定める部局等の長をもって構成する。</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>東京事務所、北海道事務所（商工企画室の主管に属するものを除く。）</u>及び消防学校に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>法務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(庁議)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 庁議は、知事、副知事、企画理事及び会計管理者並びに次条に定める部局等の長<u>及び広域振興局長</u>をもって構成する。</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 東京事務所及び消防学校に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>法務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>一般社団法人及び一般財団法人が行う特定保険業に係る事務の調整に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>減災目標及び地域防災力強化に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関するこ  
と。

(13) [略]

(14) [略]

#### 防災力強化担当の分掌事務

(1) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。

#### 防災消防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

#### 調整担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 地域振興推進費に関すること。

(5) [略]

[略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 行政担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 市町村合併推進審議会に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 国民保護法に関する総合調整に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

#### 防災消防担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

9・10 [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

#### 調整担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 地域経営推進費に関すること。

(5) [略]

[略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 行政担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

4・5 [略]

6 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 国体の競技運営に関すること。

7 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

食の安全安心担当の分掌事務

(1) 食の安全及び安心の確保に関する総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2)～(10) [略]

[略]

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

新型インフルエンザ対策担当の分掌事務

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国体の広報及び県民運動に関すること。

競技式典担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

(2) 国体の式典に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 国体の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体の宿泊及び衛生に関すること。

7 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

食の安全安心担当の分掌事務

(1) 食の安全安心の確保及び食育に関する総合的な企画及び調整並びに推進に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(2)～(10) [略]

[略]

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(1) 新型インフルエンザ対策に関すること。

3・4 [略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

指導生保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ひとにやさしいまちづくりに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 人権啓発に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) ひとにやさしいまちづくり推進協議会に関すること。

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 認知症に関すること。

(4) [略]

(5) 緩和ケアに関すること。

介護福祉担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 療養病床の再編に関すること。

7 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健全育成担当の分掌事務

3・4 [略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) ひとにやさしいまちづくりに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(12) 人権啓発に関すること。

(13) ひとにやさしいまちづくり推進協議会に関すること。

指導生保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 認知症に関すること （障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) 緩和ケアに関すること （医療推進課の主管に属するものを除く。）。

介護福祉担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 療養病床の再編に関すること （他課等の主管に属するものを除く。）。

7 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

障がい福祉担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

自殺総合対策担当の分掌事務

(1) 自殺総合対策に関すること。

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健全育成担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 大阪事務所、北海道事務所（総務室の主管に属するものを除く。）、名古屋事務所、福岡事務所、工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

3～5 [略]

6 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 観光の宣伝に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

県北沿岸・平泉担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

7・8 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

3～5 [略]

6 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

宣伝誘客担当の分掌事務

(1) 観光キャンペーンその他の観光の宣伝に関すること。

(2) [略]

7・8 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格

資格及び指名並びに入札に関すること（指名及び入札にあっては、他部局等の主管に属するものを除く。）。

(10)～(13) [略]

[略]

4～11 [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(土木部)

第28条 [略]

2～5 [略]

6 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の広域振興局土木部又は土木部土木センターの欄に掲げる広域振興局土木部又は土木部土木センターに置かれるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局土木部又は土木部土木センター	ダム建設事務所	位置
[略]		
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	津付ダム建設事務所	大船渡市

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 京浜地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

第37条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 栄養の改善及び食品衛生に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

及び指名並びに入札に関すること（指名及び入札にあっては、他部局等の主管に属するものを除く。）。

(10)～(13) [略]

[略]

4～11 [略]

12 空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

利用促進担当の分掌事務

(1) 国際線の誘致に関すること。

(2) 国際線の受入れ態勢の整備に関すること。

(土木部)

第28条 [略]

2～5 [略]

6 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の広域振興局土木部又は土木部土木センターの欄に掲げる広域振興局土木部又は土木部土木センターに置かれるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局土木部又は土木部土木センター	ダム建設事務所	位置
[略]		
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	津付ダム建設事務所	気仙郡住田町

(東京事務所)

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

(1)～(9) [略]

(10) 京浜地区における就職者の雇用及び労働に関する支援並びに岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

第37条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 栄養の改善に関すること。

(4) 食の安全安心の推進及び食品衛生に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

2・3 [略]

(大阪事務所)

第47条 次の事務を処理するため、岩手県大阪事務所を置く。

(1)～(7) [略]

(8) 関西地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

(北海道事務所)

第48条 次の事務を処理するため、岩手県北海道事務所を置く。

。—

(1) 北海道における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。—

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(6) 県産品見本の展示に関すること。

(7) 北海道地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県北海道事務所の位置は、札幌市とする。

(名古屋事務所)

第49条 次の事務を処理するため、岩手県名古屋事務所を置く。

(1)～(7) [略]

(8) 中京地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

(福岡事務所)

第50条 次の事務を処理するため、岩手県福岡事務所を置く。

(1)～(6) [略]

(7) 九州地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

2・3 [略]

(大阪事務所)

第47条 次の事務を処理するため、岩手県大阪事務所を置く。

(1)～(7) [略]

(8) 関西地区における就職者の雇用及び労働に関する支援並びに岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

第48条 削除

(名古屋事務所)

第49条 次の事務を処理するため、岩手県名古屋事務所を置く。

(1)～(7) [略]

(8) 中京地区における就職者の雇用及び労働に関する支援並びに岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

(福岡事務所)

第50条 次の事務を処理するため、岩手県福岡事務所を置く。

(1)～(6) [略]

(7) 九州地区における就職者の雇用及び労働に関する支援並びに岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略] 岩手県大阪事務所 <u>岩手県北海道事務所</u> 岩手県名古屋事務所 [略]
[略]	
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部（盛岡広域振興局及び沿岸広域振興局の経営企画部を除く。）</u> [略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	総合防 災室	防災危 機管理 監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	[略]	[略]	
[略]	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	秘書広報室並び	[略]

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報コーナー	[略] 岩手県大阪事務所  岩手県名古屋事務所 [略]
[略]	
消費生活相談室	<u>県南広域振興局経営企画部</u> [略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	総合防 災室	防災危 機管理 監	上司の命を受け、第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務第1号、第6号、第8号、第9号、第11号及び第13号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	[略]	[略]	
[略]	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	秘書広報室並び	[略]



	に室、課及び所 並びに出納局	主任	[略]
	[略]		
広域振興局	部	[略]	
		主任	[略]
	[略]		
総務部に属 する出先機 関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			
環境生活部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			
保健福祉部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			
商工労働観 光部に属す る出先機関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			
農林水産部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			
県土整備部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任	[略]
[略]			

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	に室、課及び所 並びに出納局	主任及び主任 行政専門員	[略]
	[略]		
広域振興局	部	[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
	[略]		
総務部に属 する出先機 関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			
環境生活部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			
保健福祉部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			
商工労働観 光部に属す る出先機関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			
農林水産部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			
県土整備部 に属する出 先機関	[略]		
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
[略]			

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、 <u>上席環境衛生指導員</u> 、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、 <u>上席精神保健福祉相談員</u> 、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、 <u>上席生活支援員</u> 、上席保育士、上席児童自立支援専門員、 <u>上席食品衛生監視員</u> 、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、主任通信技師、主任消防教官、 <u>主任環境衛生指導員</u> 、主任社会福祉主事、 <u>障がい者福祉司</u> 、 <u>児童福祉司</u> 、主任相談調査員、 <u>主任精神保健福祉相談員</u> 、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、 <u>主任生活支援員</u> 、主任保育士、主任児童自立支援専門員、 <u>主任食品衛生監視員</u> 、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、 <u>建築専門員</u> 、 <u>建築監視員</u> 、主任主事、主任技師、主事、技師、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、 <u>食品衛生監視員</u> 、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源

職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、 <u>主査通信技師</u> 、 <u>主査消防教官</u> 、 <u>主査社会福祉主事</u> 、 <u>主査障がい者福祉司</u> 、 <u>主査児童福祉司</u> 、 <u>主査相談調査員</u> 、 <u>主査児童心理司</u> 、 <u>主査心理判定員</u> 、 <u>主査児童指導員</u> 、 <u>主査職業指導員</u> 、 <u>主査生活指導員</u> 、 <u>主査保育士</u> 、 <u>主査児童自立支援専門員</u> 、 <u>主査技術指導員</u> 、 <u>主査農業普及員</u> 、 <u>主査林業普及指導員</u> 、 <u>主査水産業普及指導員</u> 、 <u>主査建築専門員</u> 、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、 <u>主任障がい者福祉司</u> 、 <u>主任児童福祉司</u> 、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、 <u>建築監視員</u> 、主任主事、主任技師、主事、技師、 <u>行政専門員</u> 、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、 <u>食品衛生監視員</u> 、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、 <u>障がい者福祉司</u> 、 <u>児童福祉司</u> 、 <u>相談調査員</u> 、 <u>精神保健福祉相談員</u> 、 <u>児童心理司</u> 、 <u>心理判定員</u> 、 <u>生活指導員</u> 、 <u>医療監視員</u> 、 <u>薬事監視員</u> 、

	保護指導吏員
研究職	首席専門研究員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員
[略]	
医療職 (2)	上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、 <u>主任歯科衛生士</u> 、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、獣医師、薬剤師、 <u>臨床心理士</u> 、 <u>栄養士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、 <u>歯科技工士</u> 、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士
医療職 (3)	上席保健師、上席看護師、上席看護教員、主任保健師、主任看護師、主任看護教員、保健師、看護師、看護教員及び <u>准看護師</u>

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り込む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとする。

船長、機関長、通信長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主任航海士、主任機関士、主任通信士、航海士、機関

	麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員
教育職 (1)	教授、助教授、講師、技術指導員、 <u>技師、行政専門員</u>
研究職	首席専門研究員、上席専門研究員、 <u>主査専門研究員</u> 、主任専門研究員、専門研究員
[略]	
医療職 (2)	上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、 <u>主査獣医師</u> 、 <u>主査薬剤師</u> 、 <u>主査栄養士</u> 、 <u>主査診療放射線技師</u> 、 <u>主査臨床検査技師</u> 、 <u>主査衛生検査技師</u> 、 <u>主査理学療法士</u> 、 <u>主査作業療法士</u> 、 <u>主査言語聴覚士</u> 、 <u>主査理療士</u> 、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士
医療職 (3)	上席保健師、上席看護師、上席看護教員、 <u>主査保健師</u> 、 <u>主査看護師</u> 、 <u>主査看護教員</u> 、主任保健師、主任看護師、看護師、主任看護教員、保健師、看護師、看護教員、 <u>准看護師</u>

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り組む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとする。

船長、機関長、通信長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、

士及び通信士

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	[略]	
	土木部	
	[略]	
	岩手土木センター	[略]
		工務課
県南広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	
	一関土木センター	[略]
		道路河川環境課
		災害復旧対策課
		建築指導課
	千厩土木センター	[略]
		工務課
		建築指導課
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務 (第20条-第22条関係)

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部 県税センター	
[略]						
11 地域	[略]					

主任機関士、主任通信士、航海士、機関士、通信士

別表第1 広域振興局の部等及び課等 (第19条関係)

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	[略]	
	土木部	
	[略]	
	岩手土木センター	[略]
		工務課
災害復旧対策課		
県南広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	
	一関土木センター	[略]
		道路河川環境課
		建築指導課
		工務課
	千厩土木センター	[略]
		工務課
	[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務 (第20条-第22条関係)

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部 県税センター	
[略]						
11 地域	[略]					

振興推進費に関すること。	
[略]	
20 青少年の環境浄化に関すること。	[略]
[略]	

[略]

2・3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部 土木センター	
[略]			
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関すること。	[略]		盛岡広域振興局土木部岩手土木センターにあつては、地域の住宅施策の推進を除く。
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に属するものを除く。以			県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センターが、一関土木セ

経営推進費に関すること。	
[略]	
20 青少年の健全育成に関すること。	[略]
	経営企画部 地域振興センターにあつては、青少年の環境浄化に関することに限る。
[略]	

[略]

2・3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部 土木センター	
[略]			
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関すること。	[略]		1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターにあつては、地域の住宅施策の推進を除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に属するものを除く。5			1 県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センターが、

<p>下5の項において同じ。)、        県営住宅及び        県営特定公共        賃貸住宅の建        設工事並びに        都市計画、下        水道、砂防、        地すべり防止        、急傾斜地崩        壊防止及び土        砂災害警戒区        域等の土砂災        害防止に係る        建設工事に関        すること。</p>		<p>ンターにあっては        千厩土木センター        が分掌する道路の        建設工事に関する        事務を併せて処理        する。</p>
[略]		
<p>23 景観形成に        関すること。</p>	[略]	
[略]		
<p>28 市町村の公        営住宅等の用        途廃止に係る        審査に関する        こと。</p>	[略]	<p>盛岡広域振興局        土木部岩手土木セ        ンターを除く。</p>
<p>29 独立行政法        人住宅金融支        援機構融資住        宅の工事の審</p>		

<p>の項において        同じ。)、県営        住宅及び県営        特定公共賃貸        住宅の建設工        事並びに都市        計画、下水道        、砂防、地す        べり防止、急        傾斜地崩壊防        止及び土砂災        害警戒区域等        の土砂災害防        止に係る建設        工事に関する        こと。</p>		<p>一関土木センタ        ーにあっては千        厩土木センター        が分掌する道路        の建設工事に関        する事務を併せ        て処理する。  <u>2 県南広域振興</u>  <u>局土木部一関土</u>  <u>木センターにあ</u>  <u>っては、千厩土</u>  <u>木センターが分</u>  <u>掌する県営住宅</u>  <u>及び県営特定公</u>  <u>共賃貸住宅の建</u>  <u>設工事に関する</u>  <u>事務を併せて処</u>  <u>理する。</u></p>
[略]		
<p>23 景観形成に        関すること。</p>	[略]	<p><u>盛岡広域振興局</u>  <u>土木部にあっては</u>  <u>岩手土木センター</u>  <u>が、県南広域振興</u>  <u>局土木部一関土木</u>  <u>センターにあって</u>  <u>は千厩土木センタ</u>  <u>ーが分掌する建築</u>  <u>物及び工作物に係</u>  <u>る事務を併せて処</u>  <u>理する。</u></p>
[略]		
<p>28 市町村の公        営住宅等の用        途廃止に係る        審査に関する        こと。</p>	[略]	<p><u>1 盛岡広域振興</u>  <u>局土木部岩手土</u>  <u>木センターを除</u>  <u>く。</u>  <u>2 県南広域振興</u></p>
<p>29 独立行政法        人住宅金融支        援機構融資住        宅の工事の審</p>		<p><u>局土木部一関土</u>  <u>木センターにあ</u>  <u>っては、千厩土</u>  <u>木センターが分</u></p>

査に関する こと。	
30 建築士事務 所の登録及び 指導監督に関 すること。	
31 宅地建物取 引業者の免許 及び指導監督 に関すること 。	
32 高齢者円滑 入居賃貸住宅 の登録等に関 すること。	
33 被災建築物 の応急危険度 判定に関する こと。	
34 公共的施設 のひとにやさ しいまちづく りの推進に関 すること。	
35 宅地造成の 許可及び指導 監督に関する こと。	
36 長期優良住 宅建築等計画 の認定等に関 すること。	
37 事業計画の ある道路の指 定及び道路の 位置の指定に 関すること。	
[略]	

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78

査に関するこ と。	掌する事務を併 せて処理する。
30 建築士事務 所の登録及び 指導監督に関 すること。	
31 宅地建物取 引業者の免許 及び指導監督 に関すること 。	
32 高齢者円滑 入居賃貸住宅 の登録等に関 すること。	
33 被災建築物 の応急危険度 判定に関する こと。	
34 公共的施設 のひとにやさ しいまちづく りの推進に関 すること。	
35 宅地造成の 許可及び指導 監督に関する こと。	
36 長期優良住 宅建築等計画 の認定等に関 すること。	
37 事業計画の ある道路の指 定及び道路の 位置の指定に 関すること。	
[略]	

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78

条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	総合防災室	防災消防課長 防災航空担当課長
	[略]	
政策地域部	[略]	
	国体推進課	施設課長
	[略]	
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長 新型インフルエンザ対策課長
	[略]	
商工労働観光部	[略]	
	観光課	観光振興担当課長
	[略]	
[略]		

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科 (第71条関係)

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研究センター	[略]		
	技術部	作物研究室 園芸研究室 南部園芸研究室	
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第11 附属機関 (第77条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県固定資産評価審議会	[略]
岩手県市町村合併	市町村の合併の特例等に関する法

条関係)

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	総合防災室	防災危機管理担当課長 防災消防課長 防災航空担当課長
	[略]	
政策地域部	[略]	
	国体推進課	競技式典担当課長 施設課長
	[略]	
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長
	[略]	
商工労働観光部	[略]	
	観光課	観光振興担当課長 宣伝誘客担当課長
	[略]	
[略]		

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科 (第71条関係)

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研究センター	[略]		
	技術部	作物研究室 果樹研究室 野菜花き研究室 南部園芸研究室	
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第11 附属機関 (第77条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県固定資産評価審議会	[略]



推進審議会	律（平成16年法律第59号）第60条第1項及び第2項の規定による県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定め、及びこれを変更しようとするときの調査審議並びに県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要事項の調査審議に関すること。
岩手県環境審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県食の安全安心委員会	岩手県食の安全安心委員会条例（平成15年岩手県条例第1号）第2条の規定により、食の安全及び安心の確保に関する重要事項を調査審議し、並びに食の安全及び安心の確保のための施策を評価すること。
[略]	
岩手県景観形成審議会	岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第25条の規定により、県土の景観形成に関する重要事項及び屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

岩手県環境審議会	[略]
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県食の安全安心委員会	岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号）第20条の規定により、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議し、並びに食の安全安心の確保のための施策を評価すること。
[略]	
岩手県景観形成審議会	岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第25条の規定により、県土の良好な景観の形成に関する重要事項及び屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（予算規則の一部改正）

2 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） [略] 岩手県大阪事務所 岩手県北海道事務所 岩手県名古屋事務所	別表第1（第2条関係） [略] 岩手県大阪事務所  岩手県名古屋事務所

[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(用品調達基金条例施行規則の一部改正)

3 用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公所等 予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所(岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、<u>岩手県北海道事務所</u>、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所を除く。)及び会計規則第2条第4号に規定する準地方公所をいう。</p> <p>(3)~(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公所等 予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所(岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所を除く。)及び会計規則第2条第4号に規定する準地方公所をいう。</p> <p>(3)~(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部改正)

4 岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任主事及び主事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	職	職務	[略]		主任	[略]	主任主事及び主事		<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任及び主任行政専門員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任主事、主事及び行政専門員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	職	職務	[略]		主任及び主任行政専門員	[略]	主任主事、主事及び行政専門員	
職	職務																
[略]																	
主任	[略]																
主任主事及び主事																	
職	職務																
[略]																	
主任及び主任行政専門員	[略]																
主任主事、主事及び行政専門員																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

5 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則(昭和61年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>別表第1(第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事 の 先 機 関 の 事 務</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工労働観光</td> <td>岩手県大阪事務所 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩手県北海道事務所 <u>次長(次長が欠けたときは、主査)</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織		職等	知事 の 先 機 関 の 事 務	[略]		[略]		商工労働観光	岩手県大阪事務所 [略]		岩手県北海道事務所 <u>次長(次長が欠けたときは、主査)</u>	<p>別表第1(第2条-第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事 の 先 機 関 の 事 務</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工労働観光</td> <td>岩手県大阪事務所 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織		職等	知事 の 先 機 関 の 事 務	[略]		[略]		商工労働観光	岩手県大阪事務所 [略]		
組織		職等																							
知事 の 先 機 関 の 事 務	[略]																								
	[略]																								
	商工労働観光	岩手県大阪事務所 [略]																							
		岩手県北海道事務所 <u>次長(次長が欠けたときは、主査)</u>																							
組織		職等																							
知事 の 先 機 関 の 事 務	[略]																								
	[略]																								
	商工労働観光	岩手県大阪事務所 [略]																							

部 局	部に	岩手県名古屋事務所	[略]
	属す	[略]	
	る出 先機 関	[略]	
[略]			

部 局	部に	岩手県名古屋事務所	[略]
	属す	[略]	
	る出 先機 関	[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(寒冷地手当の額等を定める規則の一部改正)

6 寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事が定める支給地域及びその区分)</p> <p>第3条 給与条例別表第6及び給与等条例別表第4の知事が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（<u>札幌市及び</u>県内の地域を除く。）とし、知事が定める級地は、同表における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>(知事が定める支給地域の区分及び支給額)</p> <p>第6条 給与条例別表第7及び給与等条例別表第5の知事が定める級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域（<u>札幌市及び</u>県内の地域を除く。）における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(知事が定める支給地域及びその区分)</p> <p>第3条 給与条例別表第6及び給与等条例別表第4の知事が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（<u>県内の</u>地域を除く。）とし、知事が定める級地は、同表における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>(知事が定める支給地域の区分及び支給額)</p> <p>第6条 給与条例別表第7及び給与等条例別表第5の知事が定める級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域（<u>県内の</u>地域を除く。）における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県採用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正)

7 岩手県採用委員会事務局の設置等に関する規則（平成18年岩手県規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任主事及び主事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		主任	[略]	主任主事及び主事		<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任及び主任行政専門員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任主事、主事及び行政専門員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		主任及び主任行政専門員	[略]	主任主事、主事及び行政専門員	
職	職務																
[略]																	
主任	[略]																
主任主事及び主事																	
職	職務																
[略]																	
主任及び主任行政専門員	[略]																
主任主事、主事及び行政専門員																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

8 岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則（平成19年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 適用区分表（第2条関係）		別表第1 適用区分表（第2条関係）	
職 員	調整数	職 員	調整数
[略]		[略]	
(2) 肢体不自由児又は障害者の教育及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び生活支援員	[略]	(2) 肢体不自由児又は障害者の教育及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員	[略]
(3) [略]		(3) [略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。